

# インターネットによって変容する表現の自由 誹謗中傷問題から出発して



京都大学大学院法学研究科教授  
そがべ まさひろ  
曾我部 真裕

## はじめに

インターネット元年と呼ばれた1995年から30年近くが経った。30年というとい世代ということになるが、表現の自由あるいは表現の自由論にも世代交代を促すような大きな変化があった。それは、個別の論点における考え方の微修正だけではなく、より根底的な変化である。本稿の特に後半ではこうした変化について筆者なりに考察してみようと思うが、まずは、こうした大きな変化の一端が現れたものとして注目を集めたネット上のいわゆる誹謗中傷問題について見てみたい。

## 1. 誹謗中傷問題への対応

### (1) 問題の背景と概要

2020年以降、インターネット上の誹謗中傷<sup>1)</sup>の深刻さに目が向けられ、様々な政策的対応がなされ、また、現在でも新たな対応が検討されている。そのきっかけとなったのは、2020年5月23日に起こった、プロレスラーの木村花氏の自死事件である（「テラスハウス事件」とも呼ばれる。）。人気リアリティ番組「テラスハウス」に出演していた木村氏は、番組内での言動に関して SNS 上で激しい誹

謗中傷を受けており、その影響があったと言われる<sup>2)</sup>。

この事件を契機に様々な政策的対応がとられた。その中でも、法改正に結びついたという意味で重要なものとして、プロバイダ責任制限法（以下「プロ責法」という。）の改正による発信者情報開示制度の改革や、刑法改正による侮辱罪の法定刑引き上げがある。しかし、これ以外にも、啓発や相談体制の拡充について大きな進展が見られたし、SNS等のプラットフォーム（以下「PF」という。）事業者に対する自主規制要請は、現在も進められている<sup>3)</sup>。さらに、地味ではあるが重要な対応として、海外事業者の多いPF事業者に対し、外国会社の登記（会社法818条1項）を求め、これが実施されたことがある<sup>4)</sup>。これによって訴訟等に際しての被害者の手続的な負担が大きく軽減された。

以下では、前述の発信者情報開示制度の改革と、侮辱罪の法定刑引き上げについて紹介した上で、その後も継続されているPF事業者に対する自主規制要請について述べる。

### (2) 発信者情報開示制度の改革

#### ① 従来の発信者情報開示制度

インターネット上の誹謗中傷は、匿名でなされることが多い。誹謗中傷の発信者に損害賠償請求等の訴訟を提起したり、あるいは刑

事告訴したりするためには<sup>5)</sup>、発信者の住所・氏名を特定する必要がある。しかし、発信者情報は通信の秘密に含まれるものであり、そして電気通信事業法上、通信の秘密の侵害は犯罪となる（同法4条1項、179条1項<sup>6)</sup>。したがって、通信事業者は開示請求を受けたところで容易には開示することができない。

この問題を解決しようとするのが、プロ責法の発信者情報開示請求制度である。これによると、インターネット上の情報流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、①当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき、②損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき、には、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができる（プロ責法5条1項）。

このように概要を述べれば単純なことのように見えるが、実際の開示請求はかなり複雑な手順を踏むことが求められる。まず、発信者の住所・氏名は、一つの事業者に対する一度の開示請求では得ることができない。典型的な場合を考えれば、まず、誹謗中傷投稿がなされた SNS 等の運営事業者に対して開示請求をすることになるが、この事業者は通常は発信者の住所・氏名を保有していない（アカウント開設時にこれらの登録を要求されるわけでないことは周知のことだろう。）。SNS 等の事業者が保有しているのは、第1に、当該投稿がなされた際の IP アドレスとタイムスタンプであり、第2に、場合により、投稿者の電話番号である（2段階認証に必要だとして最近では登録を求める例が増えている。）。この第2の場合には、2020年のプロ責法施行令の改正によって電話番号の開示が認められたため、電話番号の開示を受け、本人に架電するとか、当該電話番号の契約者の情報を弁護士会照会（弁護士法23条の2）を行うといった可能性がある。

これに対して第1の場合は、IP アドレスとタイムスタンプだけでは発信者にたどり着くことはできないため、IP アドレスから判明する接続プロバイダにこの2つの情報を示して2段階目の開示請求を行い、はじめて発信者の住所・氏名が判明するということになる。

次に、これらの手続は、理論上は訴訟外で行うことも可能であるが、実際には裁判手続による必要がある。実務上、第1段階の手続は仮処分によって行い、第2段階の手続は訴訟を要することが通常だとされる。

さらに、上記の概要は典型的な場合であり、実際には、3段階以上の開示請求を要することや、海外事業者が相手であるために手続が難航する場合、通信記録の保存期間が短いために消去されてしまい、開示が不可能となる場合など、様々なハードルがある<sup>7)</sup>。

要するに、従来の発信者情報開示制度では、被害者側の負担が大きく、救済の観点からは改善の余地があった。

## ② 2021年プロ責法改正による発信者情報開示制度の改革

そこで、2021年にプロ責法が改正され、2022年10月に改正法が施行された<sup>8)</sup>。その結果、同法は極めて複雑難解なものとなり、本稿で十分な説明を行うことは困難であるが、ごく簡単にポイントを示せば、第1に、「新たな裁判手続」（正式名称は「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」という新たな種類の非訟手続が創設され、上記のような2段階の手続を一度の非訟手続によって行うことができるようになった（次頁図の1.）。その結果、開示までの時間短縮等の効果が期待できる。

第2に、ログイン型サービスへの対応がなされた（次頁図の2.）。(2)で挙げた例では、それぞれの誹謗中傷投稿の IP アドレスを取得する前提としていたが、実際には、現在では多くの代表的な SNS において、個々の投

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)(令和4年10月1日施行)

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続(非訟手続<sup>※</sup>)を創設するなどの制度的見直しを行う。

<sup>※</sup>訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

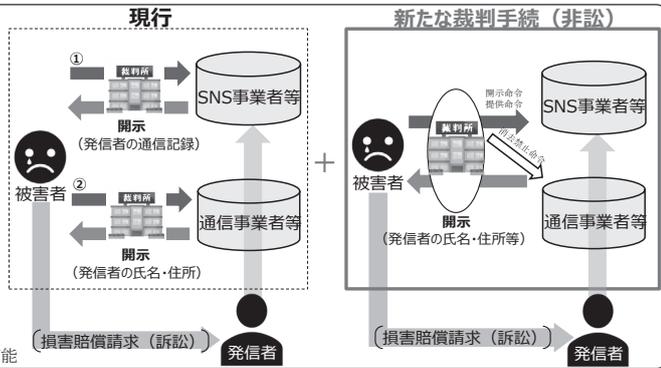
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続<sup>※</sup>を経ることが一般的に必要。

<sup>※</sup>SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令<sup>※</sup>を設ける。<sup>※</sup>侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

<sup>※</sup>新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

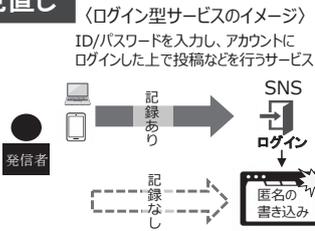


2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定するためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会<sup>※</sup>において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。<sup>※</sup>新たな裁判手続及び現行手続(訴訟手続及び任意開示)の場合

(公布日：令和3年4月28日)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000836903.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000836903.pdf)

稿のIPアドレスは保存されておらず、保存されているのは発信者がSNSにログイン/ログアウトした際の通信のIPアドレスである。改正前のプロ責法においては、こうした情報の開示まで求めうるのかが明確でなく、裁判例は分かれていたところ、今回の改正でそれが可能であることが明確化されたのである。

(3) 侮辱罪の法定刑引き上げ

2022年、刑法改正がなされた。今回の改正の中心はむしろ、矯正をより重視した刑罰の在り方へと大転換を行い、その一環として「懲役」と「禁錮」との区別を廃止して「拘禁刑」に一本化する点にあったと思われるが、社会的関心は同時に改正された侮辱罪の法定刑引き上げにも集まった。

これまで、侮辱罪(刑法231条)の法定刑は、拘留又は科料、すなわち30日以内の身体拘束か1万円未満の財産刑であり、非常に軽いも

のであった<sup>9)</sup>。その結果、侮辱罪が適用される事例は多くなく、適用された場合にはほとんどが9,000円以上の科料であって上限に張り付く科刑状況であり、この点からも罰則が軽すぎるとの実務感覚が示されていた。

そこで、2022年改正では、1年以下の懲役・禁錮又は30万円以下の罰金・科料へと法定刑を引き上げた。これと連動して、共犯処罰が可能になる(刑法64条)、公訴時効が1年から3年となる(刑訴法250条2項6号・7号)、逮捕に関する制限がなくなる(刑訴法199条1項ただし書、217条)といった違いも生じる。

この改正については、概ね支持されていると思われるが、批判もある。特に、罰金のみならず懲役刑の可能性も認めた点については、そこまでの必要はなく、かえって刑罰が濫用されて表現の自由の脅威となるとの指摘がある。また、表現の自由との関係では、どこまでが許される批判でどこからは可罰的な侮辱

となるのかが不明確であるといった批判もある。

他方で、インターネット上の誹謗中傷によって侵害されるのは、侮辱罪の保護法益である社会的評価とは異なり、生活の平穏等であって、むしろストーカー等に近いのであるから、侮辱罪や名誉毀損罪で対応するのではなく、「サイバーハラスメント罪」など、その性質に応じた犯罪類型を設けるべきだといった指摘も見られる<sup>10)</sup>。

#### (4) PF 事業者への自主規制要請

発信者情報開示及びそれを通じた損害賠償請求等や、侮辱罪での対応は、いずれも、誹謗中傷に対する個別的な救済を目指すものであり、いわばミクロの対策である。しかし、インターネットの利用者は極めて多数にのぼり、ひとたび攻撃対象となったとすれば、膨大な数の誹謗中傷にさらされることになる。また、個々の投稿単位で見れば違法とまでは言えない場合でも、それが殺到すれば被害者の負担が大きい。こうした中で、ミクロの対策に依拠するだけでは十分でないことは明らかである。

そこで、近時では、マクロの対策への着目が見られる。具体的には、PF 事業者の取組への期待である。その拠点となっているのが、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下「PF 研」という。）である。PF 研は、2022年8月に「第二次とりまとめ」を公表し、誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応として、PF 事業者等による対応のモニタリングを行った結果をまとめている。そこでは、ヤフー、Google、LINE、Meta (Facebook)、Twitter に対して詳細な回答を求めた上で、回答を控える場合にはその理由を求めるなど、(法律の根拠がないにもかかわらず)強い姿勢が見られる。

その上で、今後の取組として、PF 事業者の自主的取組を支援するとし、PF 事業者が

自社サービス上での違法・有害情報の流通状況の把握やリスク分析・評価や、迅速な削除、アーキテクチャ上の工夫、透明性・アカウントビリティの向上等を求めている。自主的取組の支援と言いつつも、実際には自主規制要請とでも言うべき内容であろう。

さらに、2022年12月には、PF 研のもとに「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」が設置され、プラットフォーム事業者の責務、透明性・アカウントビリティの確保方策の在り方、PF 事業者が果たすべき積極的な役割等について検討が進められることになっている<sup>11)</sup>。

#### (5) 小括

以上のような対策の結果、誹謗中傷への対策はかなり進展したと言える。とはいえ、根絶には程遠い状況であり、(4)でみた PF 事業者の取組はさらに進めていく必要はある。

ところで、本稿の冒頭で、インターネットの登場以降、表現の自由あるいは表現の自由論にも世代交代を促すような根底的な変化があり、誹謗中傷問題ではこうした大きな変化の一端が現れたと述べた。この観点から以上の記述をまとめてみると、以下のようになるうか。

まず、誹謗中傷問題が深刻になった背景の一つとして、マスメディア等でなくても、誰もが情報発信ができるようになったことがある。もっと言えば、スマートフォンと SNS の登場により、人々がかつてと比較して圧倒的に長く情報空間との関わりを持つようになってきている。また、価値観の多元化が顕在化した結果、例えば、美少女の「萌え絵」を巡って、それを批判するフェミニストと擁護する「表現の自由戦士」とが激しくバッシングしあう光景がしばしば見られるように、価値観同士の衝突の中で誹謗中傷問題が生まれることになる。また、誹謗中傷問題とは離れるが、いまの事例で言えば、女性蔑視あるいは女性

の商品化を規制すべきといった表現の規制要求も出てきている。さらに、情報過多のなか、広告収入目当てに閲覧数を稼ごうとするあまり過激な言動を行い（「アテンション・エコノミー」と呼ばれる。）、その一部が誹謗中傷につながっている。

次に、PFの役割の大きさである。表現行為の場がPFであるために、発信者情報開示にせよマクロの対策にせよ、PF事業者抜きでは効果が望めないのが現状である。他方で、今日のSNSには、リツイート機能などによりそれ以前のインターネットサービスとは比較にならない拡散力を有し、また、アルゴリズムに基づくコンテンツ表示によって利用者への影響力も大きい。アルゴリズムによって特定傾向のコンテンツを集中提示し、利用者を極端な思想に誘導し（「フィルターバブル」）、それが前段落で見た衝突を激化させているとも言われる。こうして、PFが情報空間の負の側面を強化していることもまた否定できない。

誹謗中傷問題は、こうした情報空間の構造変化に伴って深刻化したものと言いうる。そこで、本稿の後半では、情報空間の構造変化と、それに対応するための表現の自由論の再構成に向けて若干の検討を試みたい。

## 2. 思想の自由市場論から情報空間の環境整備論へ

### (1) 問題の所在と概要

今日起こっていることは、情報空間の構造変化である。特に重要だと思われるのは、情報があまりにも多くなっていることである。ここから、いくつかの問題が指摘できる。第1に、情報過多のなか、情報の受け手の処理能力を超えてしまっていることである。その結果、主体的な選択抜きにフィルターバブルに閉じ込められ、自律性を奪われてしまうお

それが生じる。第2に、情報過多のなか、情報消費が分散し、これまで公共的な情報を提供してきた「プロ」である報道機関、マスメディアの影響力、ひいては産業基盤が脅かされていることである。上記2点を別の角度から見ると、かつては、マスメディアが情報の選別・確認を行って受け手に提示をしてきたところ、今日ではPFのアルゴリズムがそれにとって代わったものの、そこにあるのは公共性の論理ではなく、広告収入最大化の論理だということである<sup>12)</sup>。

本来、我々は情報空間を通じて、生きるために必要な情報（災害情報やコロナに関する情報はその最たるもの。）、民主主義的な参加のための情報あるいは参加そのもの、多様な人々の生きざまを見てそこから学び、自己実現を果たすといったかけがえのないものを得てきた。

確かに、現在の情報空間では情報の多様性は間違いなく飛躍的に増大しており、マイノリティにとって必要な情報も含めて入手や発信は容易になった。他方で、前述したような広告収入最大化の論理が支配する状況においては、情報の多様性の増大を喜んでばかりはいられない。

こうした状況を踏まえ、表現の自由に関する憲法論も、これまでの国家の不介入を旨とするものから、必要に応じて介入がありうるという考え方への基本的発想の転換が求められていると考える。以下ではこの点について敷衍する<sup>13)</sup>。

### (2) 思想の自由市場論の限界

#### ① 思想の自由市場論の含意

これまでの表現の自由論は、思想の自由市場を理念型として措定しつつ、一方ではそれを守るために政府規制の極小化を主張し、他方では、それと乖離する現実を矯正するための補完的な政府介入の是非や理論的な対応を模索してきた。前者の例としては、明白かつ

現在の危険の基準などの厳格な違憲審査基準があり、後者の例としては、公共放送の設置を含む放送制度や、国民の知る権利論の主張などがある。

思想の自由市場を理想型として措定してきたことの含意は、①市場に流通する情報量は多ければ多いほうがよい、②そのためには国家の介入は少ないほどよい、③情報の受け手は、自律性を有し、情報の選別・判断能力を備えている（したがって、表現内容に基づく国家規制は許されない）、などであろう。

## ② 自由市場論の含意のゆらぎ①

しかし、ソーシャルメディア時代にあって、上記のような含意の自明性がゆらぎつつある結果、自由市場論の説得力が失われつつあるように思われる。

まず、上述の①「市場に流通する情報量は多ければ多いほうがよい」という点について、ソーシャルメディアの隆盛により、膨大な情報が流通するようになり、その意味ではこの前提は大いに充足されたように見える。

それによってポジティブな効果が見られると同時に、様々な問題も生まれている。こうした問題が生まれる背景には、個人の情報処理能力を遥かに超える量の情報が、未整理の形で流通していることがあると考えられる。

かつてであれば、マスメディアが曲がりなりにも信頼に値する専門家を選別して一定の質の担保された情報を提供していたところ、こうしたフィルターが弱体化し、序列づけされずにフラットに提示される多くの情報の信頼性を個人が判断しなければならなくなった。そこに混乱が生まれる。

思想の自由市場においてすべての情報は吟味・淘汰されうるにしても、ある時点をとれば、暫定的ではあっても、真実に近い情報やオルタナティブな情報といった位置づけが存在することが通常である。従来であれば、例えば、新聞や公共放送で取り上げられる情報

は確度が高く、また、公共性の高いものである一方で、週刊誌には不確かな情報もありうるといった形で情報に関する情報が可視化されていた（この「情報に関する情報」を、「情報に関するメタ情報」と呼んでおく。）。

ソーシャルメディア上では、情報に関するメタ情報が不足しがちであり、それに応じて、情報空間が不安定化しやすい状態である。これに対処しようと思えば、ひとまず考えられるのは、国家の政策を通じたマスメディアの役割の再強化であろう。実際、ソーシャルメディアの隆盛に反比例するように、産業としてのマスメディアは衰退が続いている。状況の深刻化が日本よりも一足先に明らかになっている欧米諸国では政策的な対応が図られつつあるが、日本でもこの先、ソーシャルメディア状況に適応した形でのマスメディアの復権をどのように構想するのかが問われることになる。

## ③ 自由市場論の含意のゆらぎ②

前述の③「情報の受け手は、自律性を有し、情報の選別・判断能力を備えている」という点について、ソーシャルメディアの普及によって思想の自由市場の理想型に近い状況が生じた今日、こうした前提の当否が問われている<sup>14)</sup>。すなわち、マスメディア（総合編成のテレビ放送や、政治面から家庭・文化面まで広く扱う新聞）によってパッケージとして情報が提供される方法が廃れ、個々の情報を選択的に摂取する形で情報に接するようになった結果、情報の受け手の自律性や選別・判断能力の有無が正面から問われる状況になった。しかし、実際にはこうした能力は十分でない結果、もともと有していたバイアスが強化されて極端な考え方を持つに至ったり、外部者から操作されるおそれが懸念されるようになっている。

玉石混交の情報が吟味されることなく情報空間に放出されることにより、人々の情報選

別・判断能力の限界の問題が顕在化している。この点、AIによるものも含めたアルゴリズムの助力を得て、各人の考えに合致した情報を選択的に接するようになってきているわけである<sup>15)</sup>。選択的接触が強まる結果、自らのバイアスを強化するような情報にばかり接することになり、集団極化現象が生じるおそれも指摘される。

さらに、ソーシャルメディアが持つ、個人の趣味嗜好に合わせた情報を提供する能力は、広告収入最大化の論理、あるいは政治的な動機に基づいて個人を積極的に操作する行為にも利用される可能性がある。

政治的な動機としてよく知られているのは、選挙の候補者による利用のほか、外国政府等による選挙干渉その他の世論操作を企図する場合といったものがある<sup>16)</sup>。前者に関してはケンブリッジ・アナリティカ事件が有名であるが、後者については、各国の大統領選挙等においてロシアや中国によるディスインフォメーション（偽情報）<sup>17)</sup>を用いての介入（の疑い）が報告されている。

### (3) 思想の自由市場論から情報空間の環境整備論へ

以上のように、表現の自由論の重要な基盤であった思想の自由市場論は、その見えざる前提に変化が生じた結果、説得力を弱めている。人々が情報空間を通じて得られるべきものを得られるようにするには、政府の政策的対応が必要であることを正面から認める必要がある。

もっとも、政府の対応が必要だからといって、例えばこれまで認められてこなかった内容規制が急に許されるようになるわけではない。とりわけ、公共性のある表現に対する内容規制の禁止は、政府批判を抑圧する誘惑を断つためにも維持される必要がある。そのほか、個別の表現に介入することには、引き続き慎重でなければならない。

むしろ、政府に求められるのは、情報空間が機能を果たすための環境整備であろう。そのための手段としては、情報空間が機能を果たすために不可欠な役割を担う民間の主体に対し、その役割を果たさせること、あるいは果たせるように支援することが中心となるだろう。この点に関して喫緊の課題としては、まず、1(4)でも言及したPF事業者に対する規律であり、現在の日本では自主規制の要請の段階にとどまっているが、それに対する事業者の対応次第では、法律に根拠を持つ共同規制等の段階に進むことも考えられよう。

もう一つの課題としては、公共性のある情報を提供する主体の維持である。具体的には、新聞等への支援を行うことが考えられる。なお、公共放送であるNHKは、もともと、情報空間に公共性のある情報を供給するという政策目的で法律によって設立されたものであり、今日の文脈でも、重要な意義を有すると言える。

### おわりに

本稿では、誹謗中傷問題に対する政策的対応を紹介しつつ、そこから透けて見えるより根本的な課題を指摘し、後半ではその点に焦点を当てて検討を行った。そこでは、国家あるいは政府は、情報空間に対して不介入主義を貫くのではなく、その環境整備のために介入を行うことが求められることを主張した。

こうした議論は現状では少数説だと思われるが、類似の主張を行う論者もおり<sup>18)</sup>、今後の議論の深まりを期待したい。

- 1) 「誹謗中傷」は法律上あるいは法学上の概念ではない。法的に見れば、「誹謗中傷」は、名誉毀損、侮辱、名誉感情侵害、プライバシー侵害等の人格権・人格的利益の侵害を包括的に述べるものとみることができよう。
- 2) 当該番組に対しては人権侵害等であるとしてBPO（放送倫理・番組向上機構）放送人権委員

- 会に申し立てがなされ、2021年3月30日に委員会の決定が公表されている ([https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta\\_key=2020](https://www.bpo.gr.jp/?p=10741&meta_key=2020))。事実経過に関しても、この決定文がある程度参考になるとと思われるのでここで言及しておく。
- 3) 後述の通り、この点に関する議論は、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」及び同研究会の「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」にて行われている。
  - 4) 「Twitter が本社登記、法務省要請受け 米主要 IT 全社対応」日本経済新聞2022年9月2日。なお、登記に伴う法人税課税の問題との関係につき、「海外 IT、登記後も法人税負担回避 国税庁が条件付き容認」日本経済新聞2023年3月21日。
  - 5) 捜査機関には強制捜査権限があるため、被害者側で発信者を特定する必要はないようにも思われるが、実際には、被害者側で特定するよう求められることが多いという(曾我部真裕ほか「座談会・誹謗中傷問題の現状と侮辱罪改正の課題」ジュリスト1573号(2022年)23頁[清水陽平発言])。
  - 6) 通信の秘密については、曾我部真裕ほか『情報法概説(第2版)』(弘文堂、2019年)51頁以下参照。
  - 7) そのため、詳しい実務書が複数出版されている。清水陽平『サイト別 ネット中傷・炎上対応マニュアル(第4版)』(弘文堂、2022年)、中澤佑一『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル(第4版)』(中央経済社、2022年)、神田知宏『インターネット削除請求・発信者情報開示請求の実務と書式』(日本加除出版、2021年)など。
  - 8) 総務省による解説書として、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『第3版 プロバイダ責任制限法』(第一法規、2022年)、小川久仁子ほか『一問一答 令和3年改正プロバイダ責任制限法』(商事法務、2022年)。
  - 9) ちなみに、名誉毀損罪(刑法230条)は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金である。
  - 10) 侮辱罪の法定刑引き上げに関する文献として、西貝吉晃「侮辱罪の法定刑引き上げ」法学セミナー816号(2023年)17頁、小池信太郎「侮辱罪の法定刑引き上げ」法学教室507号(2022年)49頁、曾我部真裕「侮辱罪の法定刑引き上げ、論点を考える」Voice 537号(2022年)134頁、深町晋也「オンラインハラスメントをめぐる刑法上の課題 侮辱罪の法定刑引き上げを受けて」世界962号(2022年)211頁、亀井源太郎「SNSと刑事法 侮辱罪を中心に」法学教室503号(2022年)20頁など。
  - 11) 「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ検討アジェンダ」(2023年2月21日)
  - 12) なお、広告に関連していえば、広告主が違法であったり質の低かったりするサイト等に出稿しないといった取組は、情報空間の機能維持に寄与すると同時に、結局は自社のブランドを守ることにもなる。
  - 13) 以下については、曾我部真裕「表現の自由(4) インターネットがもたらした変容」法学教室492号(2021年)56-58頁と重複するところがあることをお断りしておく。
  - 14) 水谷瑛嗣郎「マス・メディアの自由と特権」山本龍彦=横大道聡編著『憲法学の現在地』(日本評論社、2020年)198-199頁も参照。
  - 15) AIによる操作を通じた個人の自律の侵害については、山本龍彦教授が精力的に論じている。例えば、山本龍彦編著『AIと憲法』(日本経済新聞出版社、2018年)序章及び第1章[山本]。
  - 16) ジェイミー・バートレット(秋山勝訳)『操られる民主主義——デジタル・テクノロジーはいかにして社会を破壊するか』(草思社、2018年)、P・W・シンガー=エマーソン・T・ブルッキング(小林由香利訳)『「いいね」戦争——兵器化するソーシャルメディア』(NHK出版、2019年)、クリストファー・ワイリー(牧野洋訳)『マインドハッキング——あなたの感情を支配し行動を操るソーシャルメディア』(新潮社、2020年)など。

- 17) フェイクニュース／ディスインフォメーションに関しては、参考文献も含め参照、曾我部真裕「インターネット上の情報流通と民主政」法セ788号(2020年)70頁。また、法規制を含む様々な具体的な対策を実施している台湾の状況を紹介・分析するものとして、陳徳穎「台湾における偽情報の対策および現況」JILIS レポート2023年3月13日 (<https://jilis.org/report/2023/jilisreport-vol5no7.pdf>)。
- 18) 例えば、山本龍彦「思想の自由市場の落日 アテンション・エコノミー×AI」Nextcom 44号(2020年)4頁、水谷瑛嗣郎「思想の自由『市場』と国家 表現の自由の『環境』構築を考える」法律時報92巻9号(2020年)30頁。